

令和 2 年 1 2 月 2 日

芦別市長 荻原 貢 様



芦別市特別職報酬等審議会

会 長 坂 田 憲 正



市立芦別病院事業管理者の給与の上限額について (答申)

令和 2 年 1 1 月 6 日に諮問を受けた、市立芦別病院に新たに設置される事業管理者の条例で定める給料月額の上限額について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申

市立芦別病院事業管理者の条例で定める給料月額の上限額について、地方公営企業法の趣旨、職位職階の観点等に基づき審議を行った結果、次のとおり実施するのが適当と判断したので、答申する。

記

【答申の内容】

市立芦別病院事業管理者の条例で定める給料月額の上限額については、1,620,000円とする。

答 申 に 当 た っ て の 説 明

市立芦別病院は、令和3年4月に地方公営企業法の全部適用への移行に向けて、現在、関係条例等を制定すべく鋭意準備を進めています。

この移行に伴い、同法第7条の規定により特別職である管理者を置くこととなり、今般、給料月額の上限額を条例で定めることとなります。

管理者の給料月額は、市議会議員及び市長等の特別職と同様に、その使命及び責任の重さ、更には職位職階のあり方、市政執行における基本方針等を踏まえるほか、現下の市の財政状況、市民の意向なども考慮に入れながら、慎重に判断しなければならないものと考えています。

そこで、当審議会において、このことを踏まえながら慎重に審議を重ねた結果、市立芦別病院における経営状況については、依然として厳しい状況下にはありますが、地域医療を守る観点、管理者の病院経営に対する重責及び管理者を設置している道内の市立病院における管理者と院長との給料差額の状況等を総合的に斟酌したところ、答申した給料月額の上限額については、適当であるとの結論に至りました。

今後も「総務省経営アドバイザー」による助言及び「市立芦別病院のあり方検討委員会」による答申内容等を着実に実現するため、新たに置くことになる管理者のもとで経営の効率化を図り、市民の安全・安心な医療の提供に向け、一層の充実を図られることを期待します。